

令和5年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和5年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1. 総則

(1) 趣旨

印西地区ごみ処理実施計画（以下「計画」という。）は、令和5年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な令和5年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 計画の期間及び区域

(1) 計画期間

計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

(3) 一般廃棄物（資源物含む）の排出量の見込み

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）令和5年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

(単位：t)

区 分	※1 家庭系	※2 事業系	合 計
燃やすごみ	32,327	12,734	45,061
燃やさないごみ	1,038	12	1,050
粗大ごみ	1,712	3	1,715
資源物	8,662	0	8,662
計	43,739	12,750	56,488

有価物集団（資源回収団体）回収	2,362	0	2,362
-----------------	-------	---	-------

※1：家庭系とは、家庭から排出される一般廃棄物を、組合及び栄町が委託した収集業者や排出者が、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物。

※2：事業系とは、事業活動に伴う一般廃棄物を、委託した一般廃棄物収集運搬許可業者や事業者が、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物。

※3：端数処理により計算が一致しない場合があります。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物の処理

家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）は、分別収集により、ごみの減量・資源化を図るものとし、排出については、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ (可燃ごみ)	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・焼却	・組合直営 ・組合委託 (焼却残渣等の一部)	埋め立て
	栄町（委託） 排出者				
燃やさないごみ (不燃ごみ)	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・手選別（有価物・破砕不適物の回収） ・手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・不燃残渣は埋め立て）	・組合直営 ・組合委託 (一部)	埋め立て 資源化
	栄町（委託） 排出者				
粗大ごみ	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・手選別（有価物・破砕不適物の回収） ・手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て）	・組合直営 ・組合委託 (焼却残渣等の一部)	埋め立て 資源化
	栄町（委託） 排出者				
資源物	組合（委託）	組合（委託） ※1一部業者	資源化	—	—
	※3 構成市町 (直営)	※2 構成市町 (委託)			
	栄町（委託）	栄町（委託）			
※4 有害ごみ	組合（委託） 栄町（委託）	組合（委託）	・資源物抽出型無害化 処理	・組合委託	埋め立て 一部資源化

※1：中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、組合（委託）とする。

※2：中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類、廃食用油、スプレー缶類は資源化業者とする。

※3：資源物のうち、使用済小型電子機器は拠点回収し、構成市町直営で収集運搬する。

※4：有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。なお、栄町は、スプレー缶・カセットガスボンベを有害ごみとして収集し、民間中間処理施設に搬入する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の処理

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（ごみ）は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、事業者自ら又は組合、構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	・焼却・破碎・資源化等	・組合（直営） ・組合（焼却 残渣等一部 委託）	埋め立て 資源化
		許可業者 排出者	・焼却・資源化等	・許可業者 ・排出者	埋め立て 資源化

(3) 災害に伴って排出される廃棄物の処理

災害に伴って排出される廃棄物（ごみ）は、構成市町で地域防災計画及び廃棄物処理計画により定められています。

4. 発生抑制・排出抑制計画

印西地区ごみ処理基本計画（令和5年3月改訂）の基本理念「みんなでつくる循環型・脱炭素社会～現在も将来も考えた持続可能社会を目指して～」に基づき、近年のごみ情勢や国の取組みを踏まえ、本組合及び構成市町においては積極的に3Rの取組みを進めるとともに新たな「Renewable」を加えた3R+Renewableとして脱炭素社会への移行を目指して、環境への負荷をかけない地域を目指し取り組みます。

主な施策	施策概要
①発生抑制の推進	1. ごみ処理手数料の見直し検討 2. ごみ減量化の推進 3. 事業者への指導
②リユース・リサイクルの推進	1. ごみ減量化の推進 2. 集団回収の促進
③食品ロス削減の推進	1. 食品ロスの削減のための啓発 2. フードドライブ、フードバンクの推進 3. 食品ロス発生量の実態調査
④プラスチックごみ削減の推進	1. プラスチックごみの分別収集、処理方法の検討・実施 2. プラスチック削減への取組み 3. バイオプラスチック利用の普及啓発

⑤住民のニーズに応じた効率的な収集運搬の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効率的できめ細やかな収集・運搬体制の構築 2. ごみ出し困難者への対応の検討 3. 低公害収集車（電気自動車等）の検討
⑥施設の適正な運営及び管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適正処理及び処分量の低減 2. 現中間処理施設及び次期中間処理施設（新クリーンセンター）の運営 3. 現中間処理施設等跡地利用の検討
⑦非常時におけるごみ処理体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症流行時のごみ処理体制の構築 2. 災害発生時のごみ処理体制の構築
⑧脱炭素社会実現への推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理施設の適切な運営 2. 低公害収集車（電気自動車等）の検討 3. プラスチックごみの分別回収・再資源化
⑨環境教育及び啓発活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民への意識啓発 2. ナッジを活用した啓発等の検討 3. 事業者への意識啓発 4. 教育機関と連携した啓発活動の実施 5. 新規排出者へのごみ排出ルールの徹底

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する、印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託によることとする。

別 表

①家庭系ごみ

(単位：t)

種 類	収集運搬主体	収集回数	収集方法	収集量(t)	主な搬入先
燃やすごみ	組合 (委託) 栄町 (委託)	週2回	指定袋による ステーション方式(栄町は有料制)	32,327	印西クリーンセンター
燃やさないごみ・有害ごみ		月2回 栄町 (不燃ごみ)	指定袋による ステーション方式(栄町は有料制)	1,038	民間中間処理施設 ・栄町有害ごみ(スプレー缶等)
		週1回 (有害ごみ)			
粗大ごみ		月1回	戸別収集方式(集合住宅は集積所収集)(白井市・栄町は有料制)	1,712	
		随時			

資源物	組合 (委託)	週1回	ビン・缶	麻袋によるステーション方式	8,662	民間中間処理施設
					ビン	
					1,316	
					缶	
					622	
					ペットボトル	
					692	
	栄町 (委託)	週1回	プラスチック製容器包装	指定袋によるステーション方式	1,942	
					紙類	
構成市町 (直営)	月2回	紙類	ひもで結束による品目ごとのステーション方式	3,456		
				布類	透明な袋又は指定袋によるステーション方式	557
						スプレー缶類(栄町を除く)
構成市町 (直営)	月2回	小型家電	回収ボックスによる拠点回収方式	17	認定事業者	
		随時	廃食用油	拠点回収	10	民間再資源化施設
計	—	—	—	43,739	—	

②事業系ごみ

(単位：t)

種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法	収集量(t)	主な搬入先
可燃ごみ	事業者又は許可業者	—	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入	12,734	印西クリーンセンター 民間中間処理施設
不燃ごみ				12	
粗大ごみ				3	
資源物				—	
計	—	—	—	12,750	—

※端数処理により計算が一致しない場合があります。

(2) 収集搬入しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領」第4条第3項別表の「印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

①特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

②廃二輪自動車

廃二輪自動車（50ccを超えるもの）は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口へ持込むものとする。

③廃消火器

廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店へ持込むものとする。

④注射針等

注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持込むものとする。

⑤その他の収集しない一般廃棄物

その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、手選別により、有価物・破碎不適物を回収し、破碎後鉄類は回収、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋め立てる。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。資源物のうち使用済み小型電子機器については、拠点回収分は市・町がストックヤードへ搬入し保管、ピックアップ回収分は組合がクリーンセンターで保管する。

(1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
可燃ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1丁目1番地1	300 t / 日 (100 t × 3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理(可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理)する。
不燃ごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1丁目1番地1	50 t / 日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。
	ビン	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートでの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	缶・スプレー缶	民間中間処理施設		・選別圧縮後売却 ・栄町は独自ルートで処理する。

	ペット ボトル	民間中間処理施設		<ul style="list-style-type: none"> ・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	プラス チック製 容器包装	民間中間処理施設		<ul style="list-style-type: none"> ・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	使用済 小型電子 機器	拠点回収分	・ストックヤードで保管	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所から直接認定事業者等へ売却。
	ピックアップ 回収分	・クリーンセンターで保管		

※紙・布類は、直接売却する。(栄町は独自ルートで処理する。)

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種 類	計画処理量
印西クリーンセンター	可燃ごみ	45,061
	不燃ごみ・粗大ごみ	2,765
民間中間処理施設	資源物	4,599
	ビン	1,316
	缶 (スプレー缶含む)	622
	ペットボトル	692
	プラスチック製容器包装	1,942
	使用済小型電子機器	17
	廃食用油	10

※紙・布類は、直接売却する。

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、下記の最終処分場において埋立処分する。

(1) 施設の概要

名 称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積	53,900 m ²
		埋立容量	402,200 m ³
		残余容量	291,182 m ³
		(令和5年2月末)	

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種類	計画処理量
印西地区一般廃棄物	焼却灰	5,745
最終処分場	不燃残渣	486

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考	
印西市	<u>24</u>	・一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を含む）	<u>1</u>
		・し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	<u>6</u>
		・し尿及び浄化槽汚泥、特定家庭用機器を除く一般廃棄物	<u>11</u>
		・その他	<u>6</u>
白井市	<u>16</u>	・特定家庭用機器を含む	<u>4</u>
		・浄化槽汚泥に限る	<u>1</u>
		・実験動物死体及び付随汚物に限る	<u>1</u>
		・再生可能な樹木、枝葉及び刈草に限る	<u>1</u>
		・感染性以外の紙おむつに限る	<u>1</u>
		・その他	<u>8</u>
栄町	<u>11</u>	・一般廃棄物（し尿処理及び浄化槽汚泥除く）	<u>5</u>
		・し尿処理及び浄化槽汚泥に限る	<u>3</u>
		・処理困難物に限る	<u>1</u>
		・食品残渣に限る（運搬に限る）	<u>2</u>

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 処分業

許可者	許可数	備 考	
印西市	<u>7</u>	・刈草、剪定枝等の処分	<u>5</u>
		・食品残渣の堆肥化	<u>1</u>
		・廃家電製品等	<u>1</u>
白井市	<u>3</u>	・ペットボトル、ビン、缶処分	<u>1</u>
		・食品残渣、バイオマスガス化発電等	<u>1</u>
		・廃蛍光灯管類	<u>1</u>
栄町	<u>3</u>	・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化	<u>1</u>
		・ペットボトル処分	<u>1</u>
		・粗大、廃プラスチック、電化製品、金属製品	<u>1</u>